最終更新日：2024年9月11日
小松マテーレ株式会社
代表取締役社長　中山 大輔
問合せ先：社長室：0761-55-8070
証券コード：3580
https://www.komatsumatere.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主をはじめとしたすべてのステークホルダーとの適切な関係を維持し、善良な企業市民として誠実に社会的責任を果たすことであります。当社は経営の効率性を保持しつつ、監査・監督機能の実効性を上げるため、取締役会及び監査役会を設置しております。取締役会は原則年7回開催し、経営の基本方針、法令に定められた事項及び業務執行に係る重要事項を決定しております。加えて、経営方針及び経営計画の遂行並びに経営環境の変化に対応した迅速な意思決定を行うため、常勤取締役及び常勤監査役で構成する経営会議を原則月1回開催しております。また、監査役会を原則年7回開催し、取締役の職務執行を監視・検証しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、すべて実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】（政策保有株式）
1．政策保有に関する方針
当社は、株価変動によるリスク回避及び資産効率の向上の観点から、投資先との事業上の関係や当社との協業に必要がある場合を除き、上場株式を保有しません。

2．政策保有株式に係る議決権の行使について
政策保有株式の議決権行使に当たっては、事業上の関係や当社との協業の状況及び中長期的な投資リターン等を勘案し、当社企業価値の維持・向上を図るという観点から個別具体的に判断いたします。

【原則1－7】（関連当事者間の取引）
当社は、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との取引等の関連当事者間の取引を行う場合には、取締役会において審議の上で対応を図ります。また、こうした対応については当社内部の監査機関により管理しております。

【補充原則2－4①】（中核人材の登用等における多様性の確保）
当社グループは、性別、国籍、入社形態に関わらず、能力や実績等を重視する人材の採用を実施しております。また、持続的な成長と企業価値の向上に向けて、経営環境が目まぐるしい昨今、多様性の確保も含め、スキル・経験等を総合的に判断し、中核人材を登用しております。
現状、管理職全体に占める割合は、女性の管理職が7.2%、外国人の管理職は0.0%、中途採用者の管理職は6.4%となっております。前述の方針に沿って、今後も女性・外国人・中途採用者の管理職への登用・採用を増加させてまいります。
また、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針については有価証券報告書にて開示しております。

有価証券報告書
https://www.komatsumatere.co.jp/ir/library/

【原則2－6】（企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）
当社には、企業年金基金制度はありません。
社員の安定的な資産形成のため、企業型確定拠出年金制度を導入しております。

【原則3－1】（情報開示の充実）
(i) 経営理念や経営戦略
以下の企業理念を現在、HPに公表しています。また、経営戦略については様々な形で開示しております。
・人々の感動を創造します。
・地球・社会に貢献します。
・社員と共に成長します。

(ii) コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方
上記「1．基本的な考え方」に記載のとおりです。

(iii) 取締役会が経営幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社の取締役の報酬は、透明性および客観性を担保するため、独立社外役員4名を含む役員6名にて構成される報酬委員会において、取締役会の諮問に応じて審議し、その答申を踏まえ、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役会で決定することとしています。
その内容につきましては下記「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(ⅳ) 取締役会が取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役候補者及び監査役候補者の選任に当たっては、豊富な経験と高い見識、或いは高度な専門知識を持つ者を候補者とし、独立社外役員4名を含む役員6名にて構成される指名委員会において、取締役会の諮問に応じて審議し、その答申を踏まえ、取締役会で審議・決定します。

(ⅴ) 経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明
上記(ⅳ)記載の指名方針・選解任方針に従い、取締役・監査役候補者及び経営陣幹部を指名・選解任しています。
取締役及び監査役候補者の選任理由については、「定時株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しておりますのでご参照ください。

定時株主総会招集ご通知
https://www.komatsumatere.co.jp/ir/meeting/

【補充原則3－1③】(サステナビリティへの取組み)
当社グループは、これからの持続可能な社会の実現に向けて、「小松マテーレ・サステナビリティ・ビジョン(KSV)」に掲げた5つの課題への取り組みを加速させ、中でも地球環境にかかわる課題については社会、顧客のニーズに応えるべく優先的に取り組みます。なお、サステナビリティの考え方や方針・取り組みについては、当社ホームページに掲載しております。

人的資本や知的財産への投資等の取り組みについて、人的資本の取り組みといたしまして、当社グループは、経営理念に基づき、人々に“驚き”と“感動”があふれる素材を創造し続ける「化学素材メーカー」を目指しており、その経営理念の一つに「社員と共に成長します」を掲げ、全社員がプロ意識を持ち自らを高め、グループ全体の進化と成長を実現してまいります。具体的取組、指標目標等は有価証券報告書に記載しておりますのでご参照ください。知的財産の取り組みといたしましては、当社グループは他社製品と差別化できるノウハウを保持しており、これらの技術とノウハウは今後の当社グループの発展には不可欠なものであり、これらの資産の保護には最善の努力を行っております。また、技術系社員に対する知的財産権への意識を高める教育を継続的に実施しております。

気候変動への取り組みにつきましては、気候変動に関する重要なリスクと機会を認識しており、有価証券報告書にて開示しております。今後さらにシナリオ分析を深掘し、事業へのリスクと機会を随時見直して行く予定です。

当社サステナビリティのページ
https://www.komatsumatere.co.jp/csr/
有価証券報告書
https://www.komatsumatere.co.jp/ir/library/

【補充原則4－1①】(経営陣に対する委任の範囲の決定)
当社は、会社法・その他法令や定款に規定された事項、取締役会に付議すべき事項等を「取締役会規程」に定めており、法令に準拠して取締役会で審議する内容や委任の範囲を決めております。

【原則4－9】(社外取締役の独立性判断基準及び資質)
東京証券取引所が定める独立社外取締役の独立性基準を踏まえ、当社では独自に独立性について検討・整理し、当社の独立性判断基準を次のとおり策定しております。

(社外取締役の独立性)
1.当社の取締役会は、当社の社外取締役及び社外取締役候補者が現在及び直近3事業年度において、以下の各号のいずれにも該当しないと判断される場合は、独立性を有する者と判断する。

(1)小松マテーレグループの業務執行者及び監査役、又は過去10年間において小松マテーレグループの業務執行者であった者
(2)小松マテーレグループの取引先であって、その取引額が小松マテーレグループの連結売上高、及び仕入高の2%を超える額である場合の当該取引先又はその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者(※)
(3)小松マテーレグループの資金調達において必要不可欠であり、代替性のない程度に依存している金融機関その他債権者又はその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者
(4)小松マテーレグループから役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等(当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
(5)当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に有する株主)又はその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者
(6)小松マテーレグループの現在の会計監査人である監査法人の代表社員、社員、パートナー又は従業員。又は、直近3事業年度において小松マテーレグループの会計監査人である監査法人に所属し監査業務を実際に担当していた者
(7)小松マテーレグループから取締役を受け入れている会社又はその親会社もしくは子会社の業務執行者又は監査役
(8)小松マテーレグループから年間1,000万円以上の寄付を受けている者(当該寄付を受けている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体の役員及び当該寄付に関わる研究・教育その他の活動に直接関与する者)
(9)上記(1)～(7)に該当する業務執行者等の配偶者又は2親等以内の親族
(10)前各号のほか、当社又は一般株主と利益相反関係が生じうる等、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
(※)業務執行者とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員その他これらに類する者及び使用人のことをいう

2.本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、直ちに当社に告知するものとする。

【補充原則4－10①】(任意の仕組みの活用)
当社は、取締役、監査役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性および客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、任意の指名・報酬委員会を設置しております。

(指名・報酬委員会の役割)
当該委員会は、取締役会の諮問に応じて、次の事項について審議し、取締役会に対して答申いたします。
(1)取締役会候補者の指名に関する事項
(2)取締役の報酬に関する事項
(3)代表取締役および役付取締役の選解任に関する事項
(4)育成を含む後継者計画に関する事項

(5) その他、取締役会が必要と認めた事項

(指名・報酬委員会の構成)
当該委員会は、取締役会が選定した3名以上の役員で構成するものとし、その過半数は、独立社外役員とし、委員長を独立社外役員といたします。

【補充原則4－11①】(取締役会の全体としての知識等のバランス、多様性や規模等の考え方)
当社の取締役は、会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスを確保しつつ、経営判断に優れた取締役により構成しており、意思決定の迅速化を踏まえ必要人員に絞った体制にしております。また、取締役会の全体としての知識、経験、能力のバランス、多様性および規模に関する考え方は、取締役候補者の指名および選任に関する考え方と一致しております。スキル・マトリックスに関しては、当報告書の末尾に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4－11②】(社外取締役・監査役の兼任状況)
社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役が他社の役員を兼任している場合は、取締役会でその内容を確認し、当社の業務に支障がないことを確認しております。また、「事業報告」において、各取締役・監査役の主要な兼任状況を毎年開示しております。

【補充原則4－11③】(取締役会全体の実効性の分析・評価の結果の概要)
当社は、取締役及び監査役を対象に、2022年度の取締役会の実効性に関するアンケート調査(取締役会の構成、取締役会の役割・責務、取締役会の運営状況、取締役会の議事等)を行いました。その結果、取締役会は概ね有効に機能し実効性が確保されていることを確認しております。

【補充原則4－14②】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)
経営層を対象として、経営に関する有用な情報や経営戦略等を学ぶ機会を設けております。これらは当社の事業に限定せず異業種も含めた内容であり、経営者として幅広い素養・見識を養うため、講演等への参加も促しております。

【原則5－1】(株主との建設的な対話に関する方針)
当社は、株主からのご意見や対話要求に対しましては適宜対応しており、当社のIR活動は、代表取締役をトップとして、経営企画室、社長室、総務部、経理部が行っております。IR活動に必要な情報は、関係部署から情報収集しております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】
当社は企業価値向上のため、収益性の改善、資産効率の向上、財務レバレッジの最適化を重点的に取り組むために、中期経営計画「KFW-2026」において、それをカバーした総合指標であるROE(自己資本利益率)を経営指標の一つとしてKPIに設定しています。
当社の想定している株主資本コストを上回る水準として2030年度ROE8%以上を経営目標とし、そのマイルストーンとしての位置づけである「KFW-2026」の施策を通じてROEの向上に取り組んで参ります。
中期経営計画説明資料　https://www.komatsumatere.co.jp/ir/governance/

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東レ株式会社	3,749,367	9.32
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.	3,453,100	8.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,283,700	8.16
株式会社北國銀行	2,001,400	4.97
小松マテーレ松栄会	1,737,160	4.31
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	1,357,500	3.37
日本生命保険相互会社	1,284,069	3.19
三井住友信託銀行株式会社	1,230,000	3.05
株式会社北陸銀行	1,063,638	2.64
三谷産業株式会社	892,000	2.21

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大西　洋	他の会社の出身者											
山下　修二	他の会社の出身者											
堀内　節郎	弁護士											
西村　友伸	他の会社の出身者					○						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大西　洋	○	―――	百貨店を含む小売業界における豊富な経験と幅広い見識を有しており、BtoC事業経営者としての経験に基づき、独立した客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督を行うことを期待したため社外取締役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が規定する独立性に関する判断基準のいずれの項目にも該当せず、高い独立性を有しております。従って一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員としております。
山下　修二	○	―――	グローバル企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、メーカーにおける経営者としての経験に基づき、客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督を行うことを期待したため、社外取締役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が規定する独立性に関する判断基準のいずれの項目にも該当せず、高い独立性を有しております。従って一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員としております。
堀内　節郎	○	―――	弁護士として培われた法律知識と幅広い見識を有しており、その知識や経験に基づき、独立した客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督を行うことを期待したため社外取締役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が規定する独立性に関する判断基準のいずれの項目にも該当せず、高い独立性を有しております。従って一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員としております。
西村　友伸		―――	東レ(株)で長年にわたって繊維部門に携わり、高度な専門知識を有しており、繊維事業における専門的な業務経験に基づき、客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督を行うことを期待したため社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	6	0	2	3	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	6	0	2	3	0	1	社外取締役

補足説明 更新

当社は、本報告書Ⅰ．コーポレートガバナンス･コードの各原則に基づく開示の【補充原則４－１０①】に記載のとおり、指名･報酬委員会を設置しております。
なお、構成員について、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含めた適切な関与･助言を得るため、社外監査役を含めた過半数の独立社外役員とし、委員長を独立社外役員といたします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会、内部監査室並びに会計監査人は互いに定期的に意見交換を行うなど連携をとりながら、監査体制及びコーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
坂下　清司	公認会計士													
横越　亜紀	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂下　清司	○	―――	公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有していることから、当社の監査体制の強化に生かしていただくためであります。 また、取引所が規定する独立性に関する判断基準のいずれの項目にも該当せず、高い独立性を有しております。従って一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員としております。
横越　亜紀	○	―――	人材育成戦略をはじめとする人的資本経営に関する豊富な知識と経験を有していることから、当社経営に対するアドバイスと、業務執行等について客観的な監査をしていただくためであります。 また、取引所が規定する独立性に関する判断基準のいずれの項目にも該当せず、高い独立性を有しております。従って一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員としております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬制度は、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会の助言を受けて、当社グループの連結業績、当社の株価、外部の報酬水準など客観的な視点を取り入れて設計しております。社内取締役の報酬は固定報酬としての「基本報酬」、グループ連結業績を反映した「業績連動報酬」及び株式報酬としての「譲渡制限付株式報酬」によって構成しております。
ただし、社外取締役については、独立した客観的立場から監督する役割を担うことから、「基本報酬」のみとしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

(1)2024年3月期の取締役の報酬額　10名　190百万円
(2)取締役の支給人数には、当期に退任した取締役1名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1.基本方針
当社の取締役の報酬制度は、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会の助言を受けて、当社グループの連結業績、当社の株価、外部の報酬水準など客観的な視点を取り入れて設計する。固定報酬としての「基本報酬」、グループ連結業績を反映した「業績連動報酬」及び株式報酬としての「譲渡制限付株式報酬」によって構成する。
ただし、社外取締役については、独立した客観的立場から監督する役割を担うことから、「基本報酬」のみとする。
なお、上記の報酬委員会とは、年に1回以上開催され、社外取締役が過半数を占めるメンバーにより構成される任意の委員会を言う。
2.基本報酬の個人別の報酬の額の決定に関する方針
基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位及び個人別業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。
3.業績連動報酬の内容および算定方法の決定に関する方針
業績連動報酬は、役位及び連結営業利益を基準とした業績連動報酬額とし、月例の固定報酬に加算する。
企業利益と報酬の連動による事業の成長性と収益性を高めるための貢献意欲の向上を目的に、業績連動報酬の算定基準となる指標として、営業利益を採用する。
4.譲渡制限付株式報酬の内容および算定方法の決定に関する方針
譲渡制限付株式報酬は、取締役に対して取締役会決議に基づく金銭報酬債権を付与し、それを会社に現物出資させることで、原則として毎事業年度、取締役に当社の普通株式を発行または処分することにより支給し、退任までの譲渡制限を付す株式報酬とする。金銭報酬債権額は取締役の役位に応じて決定し、1株当たりの金額は、株式の発行または処分に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社株価の終値とする。
譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的としている。
5.基本報酬額と業績連動報酬額、譲渡制限付株式報酬の割合の決定に関する方針
取締役の個人別の基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種、業態に属する企業をベンチマークとして、報酬委員会において検討を行い、報酬委員会の答申内容を尊重して、代表取締役が決定する。
6.取締役の個人別報酬の決定に関する事項
取締役の個人別報酬額決定については代表取締役に一任し、代表取締役がひとりひとりの成果や業績を評価し、報酬額を決定する。
なお、代表取締役はその権限の行使にあたって、報酬委員会が制度の内容や報酬水準の客観性、妥当性等に関して検討、答申し、定めたプロセスに従うものとする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、これまでの企業経営の経験を生かした有益な発言を取締役会のみならず、平素から来社いただける方で、特別な利害関係のない方を社外取締役として選任しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は経営の効率性を確保しつつ、監査・監視機能の実効性を上げるため、取締役会及び監査役会を設置しております。2024年6月21日現在 、取締役会は取締役9名（うち社外取締役4名 ）、監査役会は監査役3 名（うち社外監査役2名）で構成されております。
取締役会は原則年7回開催し、経営の基本方針、法令に定められた事項及び業務執行に係る重要事項を決定しております。加えて経営方針及び経営計画の遂行並びに経営環境の変化に対応した迅速な意思決定を行うため、常勤取締役及び常勤監査役で構成する経営会議を原則月1回開催しております 。また監査役会は原則年7回開催し、取締役の職務執行を監視・検証しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役9名のうち4名が社外取締役であります。社外取締役が有する専門的な識見や幅広い経験に基づき、経営全般について客観的な立場から積極的に助言・指導をいただいており、経営の公正・透明性の確保が図られております。また、常勤監査役1名は取締役会の他経営会議等の重要会議に出席し、経営及び業務執行への監視機能を果たしております。こうした取り組みにより、コーポレート・ガバナンスの有効性は十分に担保できるものと判断し、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	3日間の発送の前倒しをしております。
集中日を回避した株主総会の設定	基本的に集中日を避けた設定をしております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	狭義の招集通知及び参考書類について東証ウェブサイトにて掲載しております。
その他	四半期決算期毎に決算説明資料をホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとに決算説明会を開催し、代表者が説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページに投資家情報として、イベント情報やスケジュール、決算短信、有価証券報告書、決算説明資料等を掲載しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	以下の「行動規範」を定め、行動の基本としております。 お客様の安心・満足・信頼をベースに、高品質の承認サービスを提供します。 すべての取引先に対して公正な取引関係を維持し、誠実に事業を行います。 社会から疑惑や不信を招かないために、法令・社会ルールを遵守し、公正で透明度の高い事業活動を行います。 社会人としての自覚を持って行動するとともに、企業人として仕事のプロを目指します。 お互いの人格・価値観を尊重し、健全な職場環境を追求します。 地球環境保護に配慮し、環境にやさしい取り組み作りを強力に推進します。 社会との交流を通じてともに発展することを目指し、よき企業市民として社会貢献します。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社グループでは、1999年４月に地球環境の保護保全に向けて『小松精練(旧社名)環境管理宣言』を策定し、これまで環境保全及び環境づくりを経営の最重要課題と位置づけて活動してきました。2015年には環境宣言として改訂し、環境管理委員会を立上げ５ヵ年間(2016年～2020年度)の具体的な環境目標を設定して、確実な取り組みにより目標を達成いたしました。 2021年度より、労働環境改善、地域貢献も加え、これからの持続可能な社会を実現すべく、改めて『小松マテーレ・サステナビリティ・ビジョン（KSV）』を策定し、2030年に向けたCO２・水・廃棄物・有害物質の削減目標を設定し、取り組みを開始しています。2024年度に中期経営計画の策定に合わせ、循環型社会づくりへの貢献の達成目標を見直し、サーキュラーエコノミーを更に促進すべく取組みを強化します。 また、当社グループでは、2022年6月に環境配慮型素材の総合ブランドとして「mateReco（マテレコ）」を新たに立ち上げました。「mateReco」の制定は、「KSV」を加速させる取り組みの１つです。「mateReco」は「環境にやさしい原料（MATERIAL）」を使用し、かつ、「環境負荷が少ない製造工程（PROCCES）」を経て、「サステナブルな素材や製品（PRODUCT）」を社会へ提供することをコンセプトとしております。この「mateReco」の提案を拡大し、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）のゴールである2030年までに、売上比率50%以上を目指します。 また、排水処理から排出される余剰汚泥を削減できるバイオ製剤「ベリフォーマー」の開発を進め、自社の排水処理だけでなく、小松市内の排水処理施設でも実証試験試験を進め、100%の汚泥削減を達成することができました。本技術を新たな事業として広く展開することで、廃棄物の削減を通し持続可能な社会作りを目指します。 CSRでは、児童科学教育に対する支援や、海岸清掃など市民奉仕運動へ積極的に参加するなど、日頃の企業活動に対し深く理解をしていただいている地域住民の方々への貢献に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業理念・行動規範に基づき、業務の適正を確保するため、以下の基本方針の下、内部統制の体制を構築しております。
1）取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
・当社及び当社グループ各社は、企業理念に基づき、倫理・コンプライアンスの基本指針、行動規範を制定する。
・担当部署の設置と担当取締役を任命する。また、コンプライアンス委員会を設置し、基本方針、実施計画・監視活動の枠組み、及び重要な違反等について審議・決定する。
・社員が直接に報告・通報する相談窓口を設ける。通報を受けたコンプライアンス担当部署はその内容を調査し、再発防止策を協議・決定の上、実施する。
・当社及び当社グループ各社は、企業の社会的責任及び企業理念を認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関わりを一切持たず、徹底的に排除する。
2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・取締役の職務執行に係る文書等（電磁的記録を含む）を社内規程に基づき、担当職務に従い適切に保存し管理する。また、全社的に統括する責任者を取締役の中から任命する。
3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・経営環境・企業戦略に対応したリスク管理規程を制定し、リスク管理責任部署及び統括責任者を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。また、リスク管理委員会を設置し、取締役を構成員とする経営会議において、リスク管理の基本方針、統制活動・監視活動の方針等を審議・決定する。
・内部監査部門は、リスク管理責任部署及びグループ各部門のリスク管理の状況を監査し、結果を管理部門担当取締役及び監査役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。
4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・意思決定の妥当性を確保するため、取締役のうち少なくとも1名は独立した社外取締役とする。
・取締役会は、取締役会が定める経営管理機構、業務執行を担当する取締役・理事等の職務分掌・責任権限に基づき、各業務担当取締役・理事に業務の執行を行わせる。
・取締役会による、中期計画の策定、中期計画に基づく事業部門毎の業績目標と年次予算の設定及び、月次・四半期業績管理の実施等の具体的対応等により、取締役の職務執行の効率化を図る。
・取締役を主な構成員とする経営会議を設置し、当該会議構成員による当社及び当社グループへの定期的なレビューよりグループ各社の業績目標と年次予算の設定及び業績管理を実施する。
5）当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・内部統制の構築については、当社の内部統制担当部署が、当社グループの内部統制に関する協議、情報の共有化、伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
・当社の内部監査部門は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を担当部署及び責任者に報告し、担当部署は内部統制の改善策の指導・助言を行う。
6）財務報告の信頼性を確保するための体制
・適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制に関する規程を定めるとともに、体制整備と有効性向上を図る。
・内部監査部門は、財務報告に係る内部統制について監査を行うものとする。主管部門及び監査を受けた部門は、是正、改善の必要があるときは、その対策を講ずる。
7）監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役は、内部監査部門及び管理担当部門の社員に対し、監査業務に必要な事項を直接に命令することができる。
・監査役は職務の遂行上必要な場合、前項の社員を取締役から独立させて業務を指示させることができる。
8）当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役へ報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、及びコンプライアンス上の重要な事項について、重大な事実を発見した場合には速やかに監査役会に対し報告を行う。
9）その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役の過半数は社外監査役とし、対外的な透明性・客観性を確保する。
・監査役会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等を活用できる。
・前項の費用は会社が負担するものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、企業の社会的責任及び企業理念を認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関わりを一切持たず、徹底的に排除します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下の通りです。
　当社では、会社情報の公正かつ適時適切な開示を行うために、「管理本部長」が会社情報を一元的に把握・管理し、的確な経営判断のもと、情報開示を実施しております。
　また、取締役会及び経営会議に監査役が出席するとともに、外部識者から助言を受けるなど正確かつ公正な情報開示に努めております。
　なお、会社情報の適時適切な開示を行うにあたり、決定事実及び決算に関する情報につきましては、取締役会及び経営会議で審議を行い、その決定・承認を経て「管理本部長」が開示を実施しております。また、発生事実につきましては、事実確認を行った後、「管理本部長」が速やかに情報開示を実施しております。

［コーポレート・ガバナンス体制図］

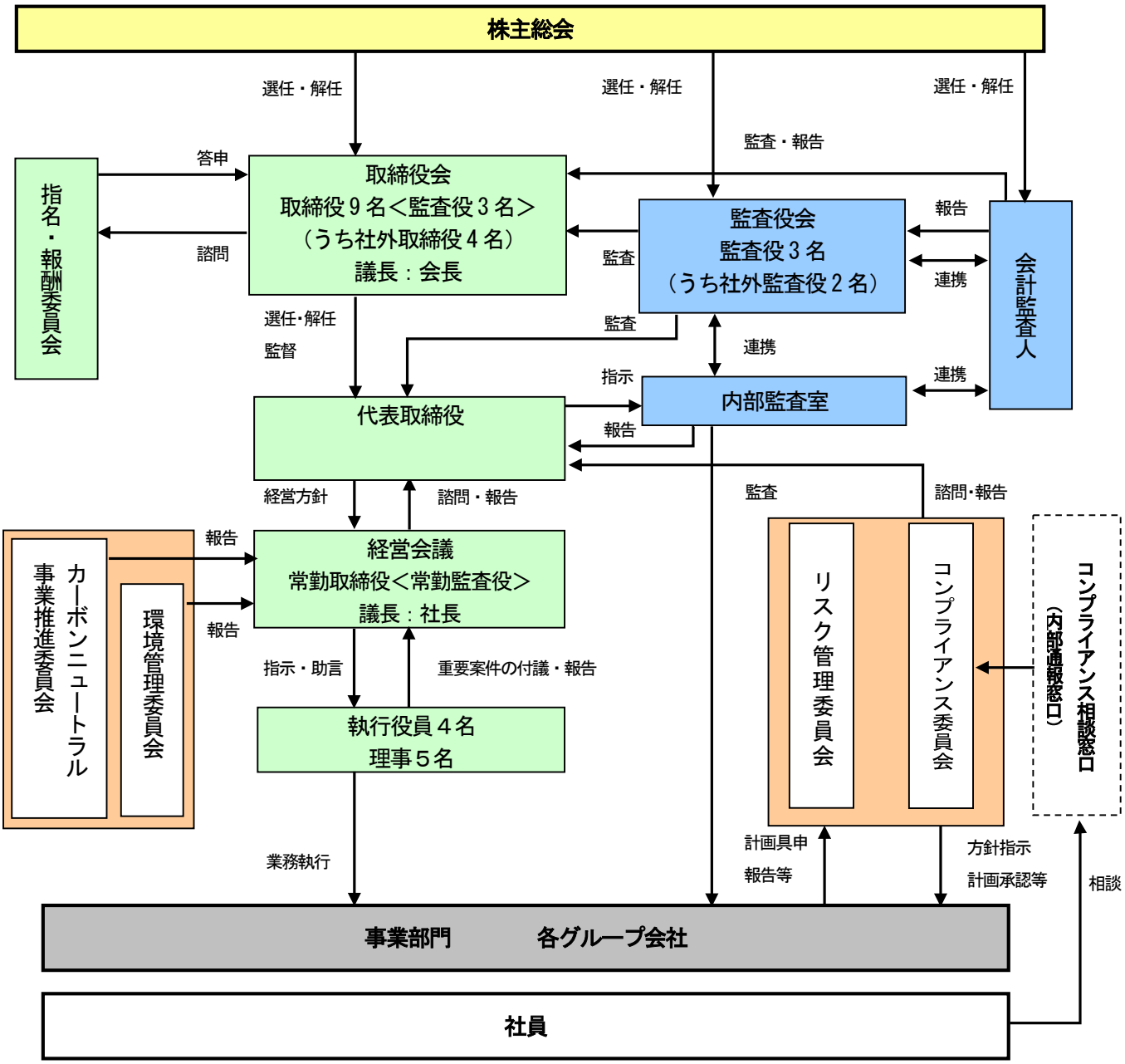

［適時開示に係る体制図］

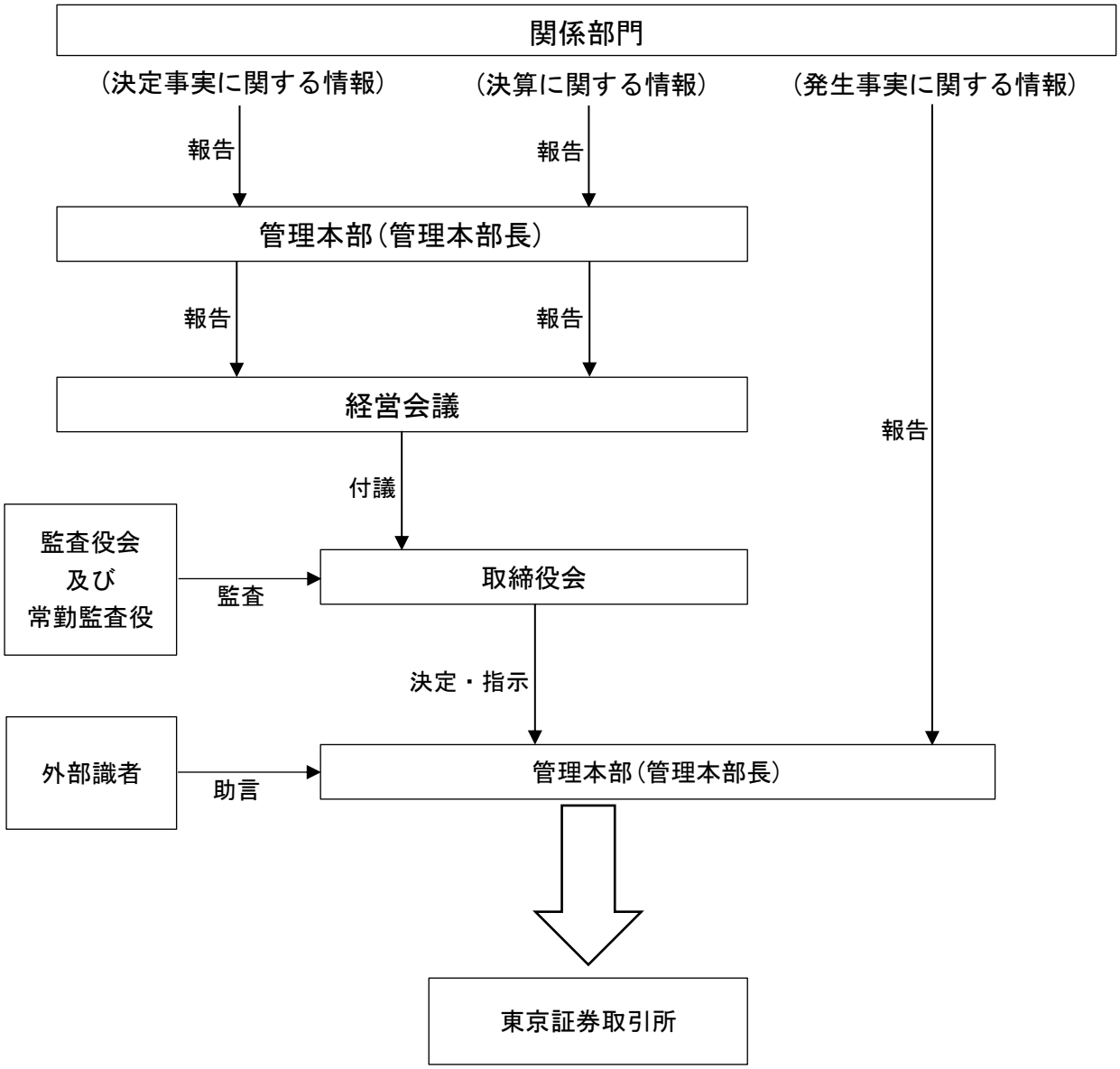
関係部門
（決定事実に関する情報）
（決算に関する情報）
（発生事実に関する情報）
報告
報告
管理本部（管理本部長）
報告
報告
経営会議
報告
付議
監査役会
及び
常勤監査役
監査
取締役会
決定・指示
外部識者
助言
管理本部（管理本部長）
東京証券取引所

【取締役・監査役のスキルマトリックス】

		企業経営	ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ	営業ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ	生産技術開発	法務ﾘｽｸ管理	財務会計	労務人材開発	ESGｻｽﾃﾅﾋﾞﾘﾃｨ
取締役	佐々木 久衛	○				○	○		
	中山 大輔	○	○	○					
	米谷 俊泰		○		○				
	小川 直人				○			○	○
	松尾 千洋				○				○
	大西 洋	○		○					
	山下 修二		○		○				
	堀内 節郎					○			
	西村 友伸		○	○					
監査役	米澤 和洋				○				
	坂下 清司						○		
	横越 亜紀							○	

※ 各取締役・監査役の有する知見や経験を原則として2つ記載しております。

上記一覧表は、各取締役・監査役の有する全ての知見や経験を表すものではありません